

希望

この手に

第2部 ⑦

養育費

月6万円 わずか数回／子抱え 生活保護に

沖縄本島に住む初代の女性は、離婚して引き取った人の子どもの養育費として元夫から毎月6万円を受け取るはずだった。しかし受け取ったのは数回。何度も電話して頼り込むよう頼んだ。でも聞き入れてもらえなかった。子どもが大きくなるにつれて諦めていった下をため息をもらす。女性は30代で結婚し、6年後に離婚した。原因は元夫の暴力。裁判で子ども1人につき3万円を元夫が口添に振り込むことが決まった。女性は「本当はもっと請求できたかもしれないが、それ以上に早く別れたかった」と振り返る。離婚後、元夫から養育費が振り込まれることはなかった。代わりに時々、家に現金を持ってきた。酒に酔って押しかけることもあり、女性を驚え上がらせた。しかし回数も徐々に減り、数年後にはなくなった。

女性は離婚後、仕事を持った。生活のために県外企業の代理店も引き受けたが、幼い子どもを抱えては営業に回れず、仕事を失った。結婚前か

何度頼んでもだめ

夫が離職、所在不明も

らの貯金は底をついた。ストレスや疲労がたまり、もともと患っていた病気が悪化し、生活保護を受けることになった。

養育費を受け取っているか



養育費の取り決めをしていない主な理由(二つまで選択)



県内調査で、養育費を「文書などで取り決めていない」としたのは12%にとどまった。「取り決めをしていな

た。「養育費は喉から手が出るほど欲しい。でも子の手前、元夫と争いたくはなかった。子どもたちにとっては父親だから」とやり場のない思いを語った。

県が2013年度に実施した県ひとり親世帯等実態調査によると、離婚した母子世帯の15.8%が養育費を最初から全く受け取っていない」と回答した。前回の08年度調査の79.1%に比べて若干改善したが、全国平均(11年度調査)に比べ15.7%高い。



県母子再婚福祉連合会による養育費相談。養育費への意識が変わってきたのか相談者の相談が増えているという

い」は48.3%。していない理由は「相手に経済力がない」が53.6%で最も多く、次いで「相手に支払う意思がない」が45.4%だった。沖縄国際大学の熊倉久世教授(国際家族法)は、養育費の取り決めが少ない背景に、夫婦の話し合いで離婚に合意する協議離婚の多さを挙げている。「日本は協議離婚が90%近くだが、協議はさるるに多く95%近い。『養育費は要らないから離婚して』などと養育費が離婚の駆け引きに使われる」と指摘。「養育費は子どもの権利で、夫婦の関係で決めることではない」として、

子どもがいる場合の離婚は家庭裁判所の調停手続きを利用するなど、裁判所が確認する仕組みの必要性を強調する。県母子再婚福祉連合会の比嘉美智子事務局長は「離婚時に養育費を決めることが多くなって、離婚後に請求することは可能。収入変化に応じて金額を決め直すこともできる」と話す。同会では養育費などに関する相談を受け付け、必要であれば弁護士につないでいる。

35年間、同会で無料相談を担う池宮淑紀弁護士も「養育費が滞って経済的、精神的に追い込まれる母子家庭が多い」と説明する。その上で養育費が止まった時に給付金を差し押さえる手続きの助言をしており、近年は手続きする人も増えているという。

一方で、中小零細企業が多い沖縄では、元夫が会社を辞め、行方が分からなくなるケースも多い。県外に出る所在不明となることもあるという。池宮淑紀弁護士は「自分で元夫の所在を推さなくてはならず、子育てしながら働く母親には大変な負担だ」と指摘する。「欧州や米国では社会保障制度として公的機関が養育費を取り立てる。日本でも社会的システムをつくる必要がある」と強調した。

(子どもの貧困取材班)
(火)金曜掲載